

第59回議会運営委員会記録

令和7年8月20日

【開催日】 令和7年8月20日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時32分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について
- 2 陳情・要望書等の取扱いについて
- 3 改選後の初議会の運営について
- 4 全員協議会の開催日時の確認について
- 5 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 お疲れさまです。ただいまから、第59回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項の1点目、令和7年第3回（9月）定例会についてです。事務局から説明をよろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項1、令和7年第3回（9月）定例会に関する事項について、一括で御説明させていただきます。（1）

会期は、8月25日月曜日から9月10日水曜日までの17日間といたしたいと思います。今回の議案等については資料1を御覧ください。市長提出案件として、議案が30件、承認が1件、諮問が2件、報告が2件ございます。議案等の所管については、総務文教常任委員会のものが7件、民生福祉常任委員会のものが5件、産業建設常任委員会のものが16件、一般会計予算決算常任委員会のものが3件となります。また、そのほかに行政報告が2件あります。人事案件については、申し合わせ事項62により行うこととなります。参考までに掲載しておりますので御覧ください。なお、今回は人権擁護委員に係る案件であるため、可決された場合でも可決後の挨拶はございません。(2) 請願の取扱いについては資料2を御覧ください。このたびは1件提出されております。垣原俊彦様から屋内スポーツ暑さ対策及び指導者に対する謝金についての請願書が提出されていますので、これに係る付託先の決定を行っていただきたく存じます。そして(3) 議事日程案について御説明いたします。資料3のとおりとしております。それでは、休会を除いて御説明いたします。本会議初日は8月25日月曜日となります。午前10時に本会議を開会し、まず会期の決定を行います。続いて、諸般の報告は、執行部から行政報告が2件、議会から事務報告がございませぬ。続いて、委員会の所管事務調査報告となります。これは、民生福祉常任委員長及び産業建設常任委員長からの申入れがございましたので行うものです。続いて、報告2件を一括報告及び質疑となります。続いて、諮問2件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決となります。続いて、議案31件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託となります。続いて、請願1件の委員会付託報告となります。26日火曜日は、9時から付託先となると思われる総務文教に係る委員会・分科会と民生福祉に係る委員会・分科会を同時開催としております。開催場所は総務文教が第1委員会室、民生福祉が第2委員会室です。27日水曜日は、9時から付託先となると思われる総務文教に係る委員会・分科会と産業建設に係る委員会・分科会を同時開催としております。開催場所は、総務文教が第1委員会室、産業建設が第2委員会室です。28日木曜日は、9時から付

託先となると思われる民生福祉に係る委員会・分科会と産業建設に係る委員会・分科会を同時開催としております。開催場所は、民生福祉が第2委員会室、産業建設が第1委員会室です。29日金曜日は、委員会予備日です。9月1日月曜日から5日金曜日までは一般質問の予定としております。このたびの通告者は8人でした。後ほど、開催日と人数の割り振りの決定をお願いいたします。そして、これ以後は、議長及び議会運営委員長と協議の上で、当初にお示しした日程案から変更しております。8日月曜日は一般会計全体会、10日水曜日は本会議最終日とし、午前10時から付託案件に係る委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項についての議決を行います。以上のような日程を組んでおります。説明は以上です。よろしく申し上げます。

宮本政志委員長 ありがとうございます。今、説明がございましたけど、まず一般質問は8人ということですか。9月1日月曜日に4人、9月2日火曜日に4人ということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほか、この日程について何かございますか。大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、順序が逆になりましたけど、請願の担当について御意見はございますか。

伊場勇委員 この請願の内容を見ますと、総務文教常任委員会が所管する部分でございますので、付託先は総務文教常任委員会でしょうかと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員から総務文教常任委員会ということですが、異議ございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の1点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の2点目、陳情・要望書等の取扱いについてです。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項2、陳情・要望書等の取扱いに

ついて御説明させていただきます。資料4を御覧ください。このたびは3件提出されております。小野田商工会議所会頭の藤田敏彦様及び同建設部会長の碧村宗憲様並びに山陽商工会議所会頭の豊田弘光様及び同建設部会長の関野修身様から要望書が提出されています。また、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター様から地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望が提出されています。また、樋口晋也様から陳情・要望等の審査結果について（お知らせ）に関する件が提出されています。これらに係る調査委員会の決定等を行っていただきたく存じます。

宮本政志委員長 それでは、（1）市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直しについて、送付先の御意見はございますか。

大井淳一郎委員 入札に関する件ですので、総務文教常任委員会で受けたいと思います。

宮本政志委員長 総務文教常任委員会で御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり） それでは、（2）地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望について、送付先の御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 これは毎年出されているようなものだったと思います。産業建設常任委員会が付託を受けていたと思いますので、従来どおり、産業建設常任委員会をお願いしたいと思います。

宮本政志委員長 今、大井委員から産業建設常任委員会ということで御意見がございましたけど、異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） それでは、（3）陳情・要望等の審査結果についてに関する件です。これは議会運営委員会と思うんですけど、御異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり） こちらの送付先は、議会運営委員会ということで決ま

たしました。付議事項2点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは3点目に入りましょう。改選後の初議会の運営についてです。こちらはもう少し先になりますけど、非常に重要ですので、事務局から説明を頂きます。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項3、改選後の初議会の運営について御説明いたします。こちらにつきましては、皆様の現任期が終了なされた後のお話となり恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いたします。改選後の初議会につきましては、新たにその期の議長が就任されるまでの間、一時的に議長が不在となるため、それまでの手続を事務局長が行うこととなります。そのため、現在の議会運営委員会では、議長に当該手続を御確認いただき、了承を頂くものです。御確認いただきたい事項は、初議会に係る申し合わせ事項でございます。よろしければ、当該申し合わせ事項に従って初議会に向けた準備をしたく存じます。なお、初議会に係る申し合わせ事項は次第書に記載しております。説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。皆さん、委員会資料として目を通していらっしゃると思うので、各会派で議論、打合せもしていらっしゃると思います。御意見等はございますか。もし現行の申し合わせ事項に問題があるとなれば、改正も踏まえた議論になりますけど、御意見等があればお聞きします。

伊場勇委員 申し合わせ事項7番（1）、この部分ですが、世話人会のところに会派代表がございます。今期、2名でも政党会派として認めるということにしましたので、政党会派の代表がこれに入るかどうかというところを議題として上げさせていただきます。

宮本政志委員長 今、議会運営委員会のメンバーは、規程に従って、至誠一心会、みらい21、創政会、三つの会派から議運のほうに委員として出て

います。政学会派は、公明党、共産党市議団がそれぞれ2人ずつで結成してございます。伊場委員からございましたが、7番（1）世話人会のイには「会派代表」という文言がございます。政学会派をどうするかということで、伊場委員から問題提起がございました。2人の政学会派は、議会運営委員会の出席メンバーとしては認めておりませんね。その辺りの整合性がしっかり取れる論拠が要ると思いますので、しっかりとした御意見を頂きたいと思います。休憩しましょう。暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後2時 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど付議事項3点目について伊場委員から意見がございました。その意見について、委員の皆さん、御意見等はございますか。

伊場勇委員 申し合わせ事項の7番の中で、世話会というものは臨時会の運営について話し合う場ということが記載されております。議会の運営についてということで、通常、議会の運営については議会運営委員会が所管するところがございます。議会運営委員会に出席できる要件については、3名以上の交渉会派が条件になっております。その性質を鑑みると、世話人を構成する会派代表としては、3人以上の交渉会派、つまり政学会派は含まないのが適当であると思いますので、世話人の構成員は、正副議長と交渉会派の三つの代表者と年長議員ということでよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 先ほど、伊場委員、創政会のほうから、この世話会の会派代表についての問題提起というか、今後どういうふうに解釈しますかという問いかけが出て、創政会の意見を言ってもらいました。ほかの委員

の皆さん、会派のほうで御意見等はございますか。

笹木慶之委員 それ以上の意見はありません。そのとおりで結構です。

大井淳一郎委員 伊場委員が言われたように、この世話人会は、会派代表者会議というよりは議会運営委員会に準じるものだと思っておりますので、ここでの会派代表というのは政党会派は含まないと考えべきだと思います。

宮本政志委員長 分かりました。そうしますと、申し合わせ事項7番の(1)世話人会、イの「会派代表」に関しては、至誠一心会とみらい21と創政会の意見は一致していますので、そういった方向で御異議はございませんね。(「なし」と呼ぶ者あり)ほかに御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 意見ではないですが、皆さんで共通認識を持つための確認になります。あくまでも、この時点では改選後の臨時会について話し合うもので、まだ正副議長は決まっていますので、ここでの正副議長というのは現在の高松議長、中村副議長のことです。会派代表は今の会派の代表者と。年長議員というのはほかと違って、今期の年長議員じゃなくて改選後に年長になられる方ですね。なぜかという、これは臨時会で臨時議長をされるからという認識でよろしいかということで、皆さんに共通認識を図りたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今、大井委員から確認ということで、私は大井委員と認識が同じです。

伊場勇委員 今、大井委員がおっしゃったような構成でよろしいかと思えます。

笹木慶之委員 認識は一緒です。

宮本政志委員長 事務局、今の大井委員の確認に関しては、私もそうで、伊場委員も笹木委員も認識は同じなんだけど、事務局の見解をお聞きしていいですか。

岡田議会事務局議事係長 これまでの先例を拝見しますと、今、委員長が確認されたとおりとなっております。7番の(1)のイ世話人の部分です。正副議長、会派代表につきましては、この世話人会が行われる時点においては、次期の新しい正副議長、新しい会派代表はまだ決まっていらない段階にありますので、こちらは現在の正副議長、現在の会派代表の皆様になると。そして、年長議員の記載につきましては、次期において最初に臨時議長を行っていただくという規定もございますので、そちらの観点から、新任期での新たな議員の皆様の中での最年長という取扱いとなっております。

宮本政志委員長 そうすると、大井委員が先ほど言われた内容と同じだから、問題ないですね。そのほかに何かございますか。

高松秀樹議長 全員協議会が行われますよね。招集権者は誰ですか。

宮本政志委員長 すみません。ここで暫時休憩します。

午後 2 時 1 0 分 休憩

午後 2 時 2 8 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど高松議長から諮問がございました。今、委員の皆さんはそれぞれまとめられていると思いますので、御意見等はございますか。

大井淳一郎委員 先ほど議長から頂いた件につきましては、全員協議会は、初議会と同様に事務局長名で行うのがよろしいのではないかと思います。全員協議会の根拠はないのかな。ただ、これまでの前回の議事録等を見てもそのように運用されていますので、事務局長名で行うべきかなと考えます。

宮本政志委員長 任期が開始してからの手順を踏まえた上で、今、大井委員から意見がございましたけど、ほかに御意見はございますか。

伊場勇委員 大井委員がおっしゃったところについては同意いたします。これまで多分前例でされていたと思うんですけど、このたびこの議運で決定事項として、全員協議会については事務局長が開会通知を出すというところで決定をしていくべきだと思います。それが適当だと思います。

宮本政志委員長 至誠一心会、笹木委員はいかがですか。

笹木慶之委員 先ほど来いろいろ議論があったところですが、その方向性で問題ありません。

宮本政志委員長 そうしますと、全員協議会の立ち位置、招集権者含めて、呼称も含めて、このままで問題はないという意見で統一されたと思いますけど、事務局の見解をお聞きしていいですか。

岡田議会事務局議事係長 初議会における全員協議会につきましては、やはりまだ議長が御不在の間ということもございまして、事務局長名で当たる必要があります、そのことをその前期の議会運営委員会において決定すべきという旨の記載がございます。一方で、近年というわけではないんですが、全員協議会の性質が法定のものに変わっております。その全員協議会について、招集権者である議長以外が招集されることを懸念される議長の御指摘はごもっともと考えております。議長が御不在の間についま

しての取扱いは議運決定において定めていただくのがよろしいと考えます。先ほどおっしゃいましたように、会議の名称は全員協議会として、ただしこのときだけは議長ではなく局長名で招集と。皆様の議論次第で決定していただきたいと考えております。

宮本政志委員長 今、岡田係長から事務局の見解をお聞きになられたと思います。決めるのは委員会であります。皆さん同じ意見でしたし、この流れで改選後の全員協議会は事務局長が招集するということでよろしいですか。異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、議運決定事項といたします。

中村議会事務局次長 おわびです。今の付議事項3の中の申し合わせ事項7、初議会までに次のような会議を持たれるのが例であるのところが伊の世話人会の話が先ほどあったかと思えます。申し合わせ事項を見ると、世話人のところにしっかりと「前期の正副議長」、「前期の会派代表」という記載がありました。先ほど議論して確認したとおりなんですけれども、資料が前のものだったと思われまので、おわびいたします。

宮本政志委員長 分かりました。その辺りは確認した上で議論をしているので、別段、事務局からおわびを言うようなことじゃないので大丈夫ですよ。それでは、付議事項の3点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、4点目、全員協議会の開催日時の確認についてに入ります。事務局から説明よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 では、付議事項4、全員協議会の開催日時についてですが、8月25日月曜日午前9時から全員協議会を開催しますので、その場におきまして議運決定事項の報告をお願いしたく存じます。

宮本政志委員長 今、岡田係長から説明がございました。9時からということですので、これはもうここで議決頂いたら全議員のほうに周知は図って

いきますけど、異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の5点目、その他に入ります。委員の皆さん、その他ございますか。別段ないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）委員の皆さん、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先般、陳情の参考人招致の件で、本市議会の共産党市議団の2人に委員長のほうから要請をとることがあったと思うんですが、これを今から委員会資料としてアップして皆さんにお知らせしないとイケませんので、ここで暫時休憩に入ります。

午後2時34分 休憩

午後3時3分 再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開いたします。少し機器の不調で、この資料を委員会資料として公開するのに時間がかかりました。すみませんでした。まず、私の名前で、議会運営委員会における参考人出席要請書というのを山田伸幸議員と中島好人議員に提出いたしました。これが8月13日付です。もう一つのほうは、8月19日付の2人からの参考人出席要請への回答ということで、目を通されていると思いますが、このような回答が返ってきております。これについて、議会運営委員会としての方向性をある程度示していかないとイケないので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

伊場勇委員　宮本委員長が山田議員と中島議員に出した要請書の内容については、議運で決定されてその必要事項があることから、再度御出席なされるようお願いした文書は全く何も非がないと思います。それについて山陽小野田市日本共産党市議会議員団の2人の議員名で出された回答書になりますが、まず、このたび議会に陳情を出された樋口晋也氏の「しんや」の字を間違っていらっしゃいます。同一の方を指しているのかと

はと思いますが、まず漢字が違うのでここも不備があるということが一つと、「名誉毀損事件を議会が取り扱うべきでなく、これに我々が出席して質問に答えたり意見を言うことはできないので出席できません。」ということで、ここが全く理解できないです。そもそも、共産党市議団の2人が議長宛てに、一市民の名前を名指しで出された文書がありました。これが公になりまして、もちろん議長名で出されたので議運に諮問されたということで、後々取り下げられたんですが一度表に出たこと。そしてその文書に対して市民から陳情が出たわけでございます。その中には、この名誉毀損事件とは陳情書にも書いていますけれども、またこの共産党が出しているその記事についても、樋口晋也氏のこと以外にも高松議長の名前があり、これはまた議会に関わることだと認識しておりますので事実確認はしないとイケないし、議会人としてこの事実確認を行うことについては協力をしないという選択肢はあり得ないと思っています。なので、今後の対応については、まだちょっとこうするべきだっていう考えは固まっていませんが、これはゆゆしき事態であると認識しています。

宮本政志委員長 今、伊場委員からは二つの意見があって、そのうちの最初のほうです。人の名前を間違っているのは非常に失礼極まりないことです。「8月13日付で当議員団に対して樋口伸也氏が提出した陳情書に」云々。伊場委員、漢字のどれがどう間違えているか、もう一回聞いていいですか。

伊場勇委員 樋口晋也氏の「しん」の字が、この共産党市議団の回答文には、伸びるの「伸」とあるんですけども、市議会に出された陳情者の樋口晋也氏の「しん」は高杉晋作の「晋」ですよね。漢字が違います。

宮本政志委員長 今、伊場委員の言った漢字のほうが正しいかな。岡田係長、ちょっと確認させてください。

岡田議会事務局議事係長 8月13日付というところからまず確認をさせていただきますが、よろしいですか。

宮本政志委員長 これは13日付の文書ではなくて、19日付けの回答文書のことです。

岡田議会事務局議事係長 8月13日付で共産党市議団に対して出席要請したことに係る文書ということですね。

宮本政志委員長 そうです。

岡田議会事務局議事係長 議会宛てに陳情が出ているものの中で、「ひぐちしんや」様という読みの氏名の方からの陳情ということで言えば、伊場委員がおっしゃったとおりです。

宮本政志委員長 これはまあ厳密に言うと、確かに漢字が違ったら。この今の共産党市議団が出してきた回答の「樋口伸也氏が提出した陳情書」というのは、この伸びるっていう字の「伸也」さんという方からは陳情書は出てきてないよね。だからこういったことを確認しないで回答を出してきたんでしょうけど、これは確かに間違いですね。それから、伊場委員から後半の部分の意見があったんですが、ほかの委員の方、伊場委員も含めて議会運営委員会の委員として出席していらっしゃる方々は、各会派の代表として出席をしていらっしゃると思います。今、伊場委員からはなかなか方向性について考えが定まらないという意見もあったけど、今日会期案を決める議会運営委員会なので、今日あらかたを決めないと今後が難しくなります。それも踏まえて、ほかの委員の方の御意見もお聞きしたいです。伊場委員も違う意見があれば言っていただきたいと思いますが、いかがですか。

大井淳一郎委員 これは回答がなされました。その前が、樋口晋也氏の陳情が

出されています。そもそもこの陳情書が出てきた背景は、共産党市議団が高松議長に対して、個人アカウントのユーチューブチャンネルというもので、ある意味議会を巻き込んだからなんですよね。まず、そのことを2人は認識していただきたいと思います。後ほど撤回はされましたけれども、この委員会中継が全世界に発信されたことによって樋口晋也氏の名誉が傷つけられたというのが前回の陳情だと思います。これも含めて、昔から私たちの議会運営委員会は、明るいまちは政党機関紙ですので政治活動の一環ではあるものの、事実に基づかないものに対しては厳粛に対応すべきだと思っております。それに対しては、説明責任をこの議員団はするべきではないかと思っておりますので、これの回答があったからといって「そうですか」というわけにはいかないというのが今の考えです。

宮本政志委員長 笹木委員、いかがですか。

笹木慶之委員 これは冷静に考えると、そもそも論なんですよね。そもそも、共産党議員団が出してきたものをいろいろ協議した中で、しかし今度は回答をしないということになった。答えは出したけど、今度はまたその次の段階で撤回された。撤回されたにもかかわらず、またその次のユーチューブが入ってきたということが、結果的に今名誉毀損という形ですとつながってきているわけです。一番元のそもそも論が何だったのかということですよ。これはやっぱり発信したものが何を言いたかったのかということが、しかしながらそれを取り下げてきたということですよ。だからどうするかという答えはなかなか難しい面がありますが、やはり議会とすれば、しっかりした対応をすべきだと思うんだけど、じゃあどのようにするのがいいのかというのは、なかなか今私自身が即答はできない。最終的には、ああだこうだと言えないが、やはり議会人とすれば、もう少し本当に真摯に受け止めたもつと的確な対応をしてほしいなと思いますけどね。じゃあどうすればいいのかというのはなかなか難しい面があるかなと思います。

宮本政志委員長　そもそも論とおっしゃったけど、それはもう先ほど大井委員が言われたことがまさにもうそもそもなんですよ。陳情書が出ていますから、この議運の中で陳情書に対して議論を深めていって、最終的には陳情者にこのような結論になりましたという回答をしていくわけですよ。それに当たって今このような事象が発生しているわけで、先ほど申しましたように、難しいから方向性が分かりませんでは議会運営委員会としてはなかなか情けない話になっていきますから。方向性は幾つかしかないと思いますけど、あらかた今日方向性の結論を出していかないってということで、皆さんに御意見を頂きたいということです。議論をしっかりと、どうするかということをもうこの議会運営委員会の中で決めるというところを委員長としては考えております。暫時休憩に入りますしょう。

午後 3 時 1 6 分　休憩

午後 3 時 2 7 分　再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開いたします。先ほどまでの議論を踏まえて、委員の皆さんで御意見等はございますか。

笹木慶之委員　先ほどそもそも論を言ったんだけど、同じような部分が重なっているわけですよ。ところが冷静に見てみると、議運の委員長から参考人出席要請書が出てきた。それに対する答えとすれば、まこと不明瞭な返事が返ってきた。とは言いながら、これは委員長権限でどうこうできないんじゃないですか。だから、別の場所できちんと話をしないと、委員長の責任だけにとどまるものでなくなると思いますけど。いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今、笹木委員が言われることの整合性は分かるんですけど、その一歩先で笹木委員は今後どうしたらいいかっていう御意見はございますか。

笹木慶之委員 それは議運の決定事項として方針を決めたほうがいいと思います。その方針がどうだということはまだ言えませんがね。皆さんのあれがあるからね。だけど、委員長としての計らいについては一応の手続が済んだと。しかし、その手続にすれば不明瞭な答えになってきている。だからそれ以上のことは踏み込めないと思いますけどね。その後の手続はその手続に沿ってせざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 今の笹木委員の意見について、ほかの委員の皆さん、御意見はございますか。

伊場勇委員 今の状況を見ると、共産党の市議2名に対して、議運の委員長名で要請を出しております。これでまた議会運営委員会には来ないという回答が来たわけです。正式に参考人として呼び出すために、議会運営委員会で参考人を呼び出すことを決定し、議長名でこの2人の市議会議員に対して参考人として出席を求めることをしていただきたい。それがまず正攻法だと思います。

宮本政志委員長 今、伊場委員が言ったことってというのは、笹木委員も同じかな。正式に参考人招致をここで議決しようってことを伊場委員が言いましたね。笹木委員は、あくまでこれは議運の委員長の私からの参考人出席要請書ですから、委員会の議決としてはっきり方向性を示そうと言われてたので、笹木委員も同じですか。参考人招致を議決しようってことですか。

笹木慶之委員 先ほどと一緒です。

宮本政志委員長 一緒ですよ。大井委員、いかがですか。

大井淳一郎委員 特に異論はございません。

宮本政志委員長 副委員長、どうですか。

中岡英二副委員長 異論はありません。

宮本政志委員長 そうすると、正式に共産党市議団の中島議員と山田議員にそれぞれ参考人招致をするということで異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そうしましたら、正式に議長名で参考人招致ということで方向性を示していきましょう。そのほか、委員の皆さんはありますか。事務局はありますか。（発言する者あり）参考人招致は当然日時等の関係もあるから。そこは議運で決めたので、要請を出して諮っていきましょう。（発言する者あり）そうそう、もうそれしかないね。事務局、大丈夫ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 2 分 散会

令和 7 年（2025 年）8 月 2 0 日

議会運営委員長 宮 本 政 志